

# 令和5年第3回船井郡衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年12月21日（木）午前10時00分開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第12号 船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第13号 船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第14号 令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について

出席議員（8名）

1番 山内 守

2番 吉田 尋子

3番 木戸 徳吉

5番 木村 裕

6番 山森 英二

7番 森田 幸子

8番 東 ま さ 子

9番 山下 秋則

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の氏名

管理者 西村 良平

副管理者 畠中 源一

副管理者(常任) 柴田 建司

会計管理者 中川 博美

事務局長 井尻 浩史

総務課長 辻 博文

事業課長 小寺 博

事業課長補佐 野口 純平

総務課 係長 小山 貴志

総務課 主事 今村 綾香

**議長** おはようございます。令和5年第3回船井郡衛生管理組合議会定

例会が招集されましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は、8人です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、5番 木村 裕 議員、6番 山森 英二 議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

**議 員** （異議なしの声）

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

西村管理者。

**副管理者** 議員の皆様おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回船井郡衛生管理組合定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはそれぞれ構成市町の12月議会や年末何かとお忙しいところ、繰り合わせご参集賜り誠にありがとうございます。

議員各位には、平素より当組合事業の運営に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに、改めまして厚くお礼申し上げます。

さて冒頭ではございますが、世界情勢はロシアによるウクライナ侵攻が長期に渡り大変厳しい状況が続いており、また中東イスラエルでも戦闘がますます激化している状況であり、世界的な物価高となるなど今なお社会生活への甚大な影響が続いている状況でございます。

そのような状況の中、当組合はエッセンシャルワーカーとして住民生活に欠かすこと

のできない業務を担っており、適正な廃棄物処理を進め、安心安全な生活環境を確保することが本組合の使命であり、常にそのことを肝に銘じ取り組んでいるところでございます。

それでは、先の9月定例会以降の動向につきまして、ご報告申し上げます。

まず初めに新火葬場建設事業につきましては、今日まで建設事業に係ります用地地権者及び補償物件所有者との交渉を進めてきており、地元地権者の皆様方には深いご理解をいただく中で、一部手続き中ではありますが、概ね地権者との契約締結が完了し、現在補償物件撤去や移転並びに登録事務を順次進めているところでございます。このような状況の中、11月2日には、地元3区区長様はじめ関係役員の皆様方に建設事業の現在の状況や今後のスケジュールなど説明会を実施したところでございます。今後は地元関係者の皆様方と慎重かつ綿密な調整を図り、進入路となります市道改良工事の早期着手に向け取り組んでまいりたいと存じます。

次に当組合の一般廃棄物(可燃ごみ)処理につきましては、現在、令和元年度から京都市及び亀岡市に、また令和2年度からは三重県伊賀市に所在する三重中央開発株式会社及び亀岡市に処理を委託しているところでございます。

現在、地方自治体としての責務である当組合管内での一般廃棄物の適正処理に向けた今後の方針等について、多様な検討を進めており、国の方針を踏まえた持続可能なごみの適正処理、脱炭素社会の構築及び処理施設の集約化による広域連携等について、京都府をはじめ近隣自治体と議論を深めているところでございます。過日新聞報道にも掲載されましたが、処理量の7割近くを占める三重中央開発株式会社での処理には処理費に加えて多くの運搬経費を費やしているのが事実であり、また長距離運搬に伴い二酸化炭素の排出につきましても大きな課題となっているのが現状でございます。そのような中、本年8月22日京都市に対し、当組合管内での一般廃棄物の処理が可能となるまでの間、

管内の一般廃棄物焼却処理の受け入れを依頼し協議を進めてまいりましたところ、本年12月6日京都市から地元地域のご理解をいただく中で、令和6年4月1日より当組合の一般廃棄物の受け入れの方向性を決定頂いたところでございます。今後は、今年度を実施しております当組合管内での一般廃棄物処理基本計画の見直し等を早期にまとめ、民間活力の導入など近年の社会情勢の変化や動向を見極め、当組合に適した処理施設整備に向けた検討をより一層進めてまいりたいと存じます。

次に8月9日・30日に職員研修と致しまして、「多様性お互いを活かし合う人権」をテーマに人権研修を実施いたしました。性別や障害の有無、社会的出身や国籍、人種や民族などによって、あるいは制度や慣行などを理由に差別的な取り扱いを受けることのないよう、一人ひとりの個性と文化を尊重し、多様性を認め合うことが重要であると認識いたしました。今後も日頃からお互いを尊重し合える職場づくり、人権意識の高い職場づくりを目指し、研修を深めてまいりたいと存じます。

次に令和5年3月定例会及び令和5年9月定例会で慎重審議いただき議決いただきました、ごみの減量化や分別の適正化を進める上で、一般廃棄物の処理につきましては、原則受益者負担とすることが公平で合理的であることから、10月1日より家庭系ごみの直接搬入50キログラム以下の手数料の有料化を実施したところでございます。実施から2か月余りではありますが、その搬入状況につきましては、改定前日200件程度の持ち込みが、平均一日10件余りで推移しており、適正なごみの搬入が頂けており、担当職員も通常業務の範囲内での対応ができています。今後も引き続き広報等を通じて、より住民の皆様方に周知を図り、併せて直接搬入量の推移を確認しながら、適正な一般廃棄物処理に努めてまいりたいと存じます。

次に10月23日当組合監査委員によります例月出納検査を実施いただき、毎月の出納状況をはじめ、当組合の事業運営状況など詳細な検査をいただき、ご指導を賜ったと

ころでございます。

次に 10 月 27 日、一般廃棄物積替え保管業務監視委員会が開催され、当組合も出席致しました。会議の主な内容につきましては、積替保管施設について当組合から施設の運用状況を報告し、それぞれの課題について協議を行ったところでございます。

次に 11 月 13 日、当組合公平委員会を開催いただき、組合事業全般にわたります運営状況や職員の勤務状況について報告させていただき、ご指導を賜ったところであり、今後の事業運営に活かしてまいりたいと存じます。

次に 11 月 21 日、第一回一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会が開催され、構成市町と併せて当組合からも出席致しました。本検討委員会は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、し尿収集者及び浄化槽清掃者が下水道の整備等により業務縮小などを余儀なくされ、これにより受ける著しい影響を緩和し、業務の安定を保持するとともに、本組合のし尿収集業務及び浄化槽清掃業務が、今後も安定的に適正かつ円滑に遂行されることにより、住民の生活環境の保全に努めることが重要であり、本組合に適した合理化計画を策定し、今後の一般廃棄物処理の適正化を図るため、本委員会を立ち上げ検討を始めたところでございます。

次に 12 月 8 日、一般廃棄物積替保管に係る公害防止に関する協定書に基づく三者委員会が開催され、南丹市、川辺地区役員とともに当組合も出席致しました。当組合からは、積替保管施設の運用状況と施設周辺で調査しました環境測定結果を報告し、調査結果のとおり問題なく今後も引き続き公害の防止と環境保全に努めることを説明したところでございます。併せて今日まで三重県伊賀市の民間処理事業者で焼却処理をお願いしております年間約 5 7 0 0 t の管内可燃ごみにつきまして、運搬に伴う二酸化炭素排出削減やコスト削減を図る上で、京都市に対し令和 6 年度より当組合管内での一般廃棄物の処理が可能となるまでの間、受け入れていただけるよう要請し、現在順調に協議を

進められておりますことを報告致しました。また、来年5月のゴールデンウィークの業務についてもご協議いただき、積替保管施設の運用についてご理解いただいたところでございます。今日まで、地元の皆様方のご理解のもと、順調に業務を進められており、引き続き協定書に基づく積替業務を行ってまいりたいと存じます。

次に年末年始のごみ収集業務につきましては、家庭の可燃ごみについては29日まで収集し、事業系のごみについては30日まで業務を行うこととしており、今後もできる限り排出者のご要望に対応してまいりたいと考えております。また、新年につきましては、当初予定どおり1月4日より業務を開始させていただきたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上が先の定例会の取り組み状況でございます。

本日の定例会は、条例の改正及び令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算等につきましてご審議を賜りますが、ご承認賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

**議 長** 次に日程第4、議案第12号、「船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第12号、朗読)

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第12号、船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

すでにご案内のとおり、令和5年8月に国家公務員の給与について人事院の勧告がな

されたところであり、今回、この勧告に準じて組合職員の給与に関する条例を改正しようとするものであります。

主な内容につきましては、一般職について、給料表を令和 5 年 4 月 1 日に遡っての引き上げ、また、期末勤勉手当の支給について、年間 4.40 月分を 4.50 月分にするため、令和 5 年 12 月支給の期末手当を 0.05 月分引き上げ 1.25 月分、勤勉手当を 0.05 月分引き上げ 1.05 月分とするとともに、令和 6 年度からは 6 月、12 月支給の期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分にしようとするものです。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

**議員** (質疑なしの声)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 1 2 号、「船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ついて」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議員** (挙手)

**議長** 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第 5、議案第 1 3 号、「船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第 1 3 号、朗読)



**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第13号、船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員の期末手当の額については、条例で定めているとおり、船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例を準用する規定となっておりますが、会計年度任用職員の任期期間は、1会計年度であり、4月に雇用契約を結んでいることから、その内容を優先しようとするため、今回、船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定を適用しないこととするものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

**東議員** 今説明いただきましたが、その中に4月に雇用契約を結んでいることから、その契約内容を優先しようとするためということでしたが、1年ごとの契約になっているのかと思いますが、引き続いて経験を積んでおられる職員さんもおられるかと思いますが、その内容を優先しようとするためという理由をお伺いいたします。

**井尻事務局長** 管理者からもございましたとおり、任用の際に勤務条件を明確に提示をいたしまして、その中で十分に話をして雇用をしているところであります。経験等もございましたが、そういう形での任用形態をとっておるところでございます。それぞれ自治体の裁量の範囲であると認識しておりますので、よろしくお伺いいたします。

**東議員** 条例については、期末手当を支給するとなっておりますが、毎年人事院勧告で通

達が出ています。一般職員に準ずるといふような、総務省の通達も出ております。今回は改定をしないということではありますが、このような理由から説明いただく中では一般職員に準ずるといふことはないので、その点についてお伺いします。

また、給料表の関係も提案されていないということでもあります。その点についてもお聞きしたいと思います。

**井尻事務局長** ただいまの東議員のご質問にお答えしたいと思います。こちらの方も社会状況等を十分に踏まえて検討いたしております。ただ、国からの通達等につきましても十分検討をしておるところでございます。今回につきましては、このような提案をさせていただいております。今後につきましては、社会状況等も十分踏まえながら精査をして参りたいと考えておりますし、給料表につきましては、3月定例会での提案を予定しておるところでございますので、十分検討を重ねておることをご理解を賜りたいと思います。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号、「船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** (挙手)

**議 長** 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第14号、「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第14号、朗読)

**議長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第14号、令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、業務遂行上、急を要する経費について追加補正をお願いしようとするものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出総額を19億2,840万円にしようとするものであります。

主な内容につきましては、歳出においては、人件費として今年の人事院勧告に基づく給与改定分268万5千円の増額と、育児休業および退職、諸手当の支給条件の変更などによる822万3千円の減額により差引553万8千円の減額をするものです。

更に、目的別では総務管理費で例規集追録による消耗品費120万円、リサイクル収集事業でビニール袋追加購入により200万円、公用車の修繕費100万円、リサイクル処理事業で物価上昇に伴う経費及び処理量の増加による委託料が130万円、し尿収集事業にかかる委託料120万円の追加などをお願いするものであります。

続いて、歳入につきましては、これら歳出の財源として繰越金80万円を計上したところであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**木村議員** 今管理者からご説明いただいた内容について確認をさせていただきたいと思っております。歳出でリサイクル収集事業で、ビニール袋追加購入の要因と、し尿収集事業にかかる委託料120万円の追加とご説明いただきましたが、その内容を教えていただきました

いと思います。

**井尻事務局長** ただいまの木村議員のご質問にお答えいたしたいと思います。まず、リサイクル処理費の収集事業におきますビニール収集袋の追加購入でございますが、ご案内のとおり本年度の途中でございますが、ビニール収集袋の中袋タイプを新設いたしまして、販売いたしておるところでございます。それに伴い当初予算におきまして、中袋を販売をするということで、なかなか想定は難しかったわけですが、その中袋の販売数であったり、大袋の販売数であったりを精査、検討、想定する中で、大袋の数を減らしておりましたが、販売数を見ておきますと、大袋の需要が多く、このままいきますと、来年度当初における大袋の方が不足する懸念が出てまいりました関係で、今回補正をさせていただき、大袋の購入をしていきたいということでございます。10万枚を購入する予定になっております。次にし尿収集事業における浄化槽清掃業務の増加ですが、これにおきましては、日ごろから家庭用の浄化槽、施設や集落排水施設であったり、そういった施設の保守点検の委託をいたしております。その中で、状況に応じまして汚泥の引き抜きであったり、清掃業務を委託業者に指示を出しております。その数、件数につきましては、浄化槽の使用状況であったり、汚水の負荷量によって変動を生じて参ります。今年につきましては、若干清掃業務の件数指示が増加傾向であった関係で補正をさせていただくということでございます。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論はありますか。討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号、「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり、決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** （挙手）

**議 長** 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、「常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について」を議題といたします。

お手元に配布いたしましたとおり、し尿・ごみ等常任委員会委員長から所管事務について会議規則第71条の規定によって、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

議 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時38分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月10日

船井郡衛生管理組合議会議長      山下 秋則

署      名      議      員      木村 裕

署      名      議      員      山森 英二